

名古屋北 法人会だより

No.

135

2016年 5月

[題字] 名古屋北税務署長 小笠原 誠



せい 税に関する え 絵はがきコンクール

名古屋北
税務署長賞



名古屋北法人会
会長賞



名古屋北法人会
女性部会長賞



名古屋北法人会
青年部会長賞



CONTENTS

名古屋北法人会だより No.135

税務相談窓口	1
愛知県広報	4
名古屋市広報	5
税理士会	7
日本年金機構	9
会員のページ	11
「新時代に挑戦する銭湯」 山田支部 角屋産業(株) 酒井みちる	
支部報告	12
女性部会	13
「税に関する絵はがきコンクール」	
青年部会	15
法人会事業	16
女性部会市内9法人会合同講演会	17
「これから日本の日本経済を展望する」～安倍政権の重要課題とその背景～ 東京新聞・中日新聞 論説副主幹 長谷川 幸洋 氏	
新会員紹介	19

今回の表紙

今回の表紙は、1865年創業の東春酒造さん（守山区）が所有される水屋です。この水屋は、名古屋市より地域建造物資産に登録されている歴史ある建造物です。

水屋とは、水害に対する自衛策として、土を高く盛り、石垣を築き、食料等を貯蔵して生活できる避難用建物です。こちらの水屋は蔵式というものです。現在はこちらの蔵の中には、備蓄用としてではなく、東春酒造さんの歴史を感じられる大変貴重な品々が保管されおります。



税務相談窓口

平成28年4月1日から 国税不服申立制度が改正されます

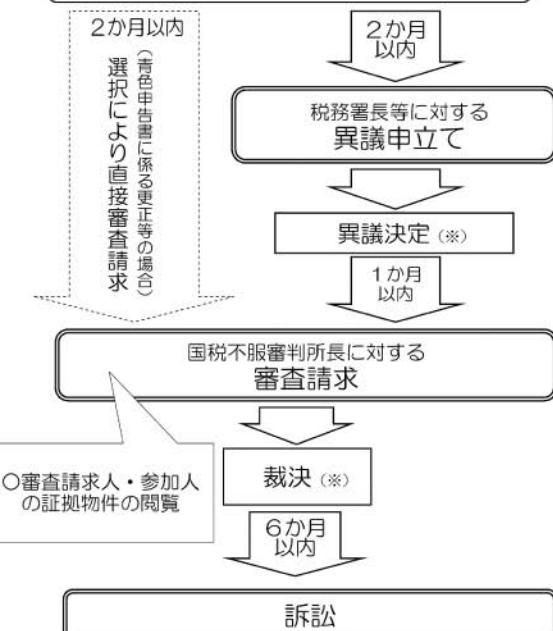
平成26年6月に、公正性の向上及び使いやすさの向上の観点から行政不服審査法の抜本的な見直しが行われるとともに、国税通則法の改正により、国税不服申立制度についても改正が行われました。

改正後の制度は、平成28年4月1日以後に行われる処分に係る不服申立てから適用されます。

国税不服申立制度の改正の概要

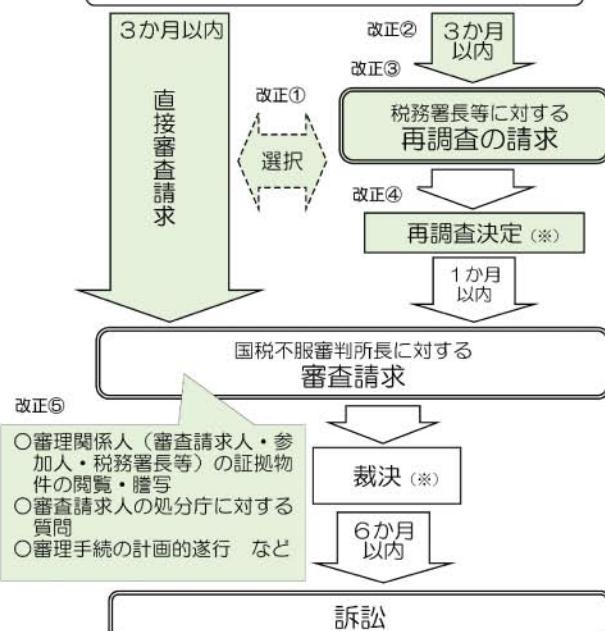
【改正前】

税務署長等が行った処分に不服がある場合



【改正後】

税務署長等が行った処分に不服がある場合



(※) 税務署長等から3か月を経過しても再調査の請求（改正前：異議申立て）に係る決定がない場合や国税不服審判所長から3か月を経過しても審査請求に係る裁決がない場合には、それぞれ決定又は裁決を経ないで、審査請求又は訴訟することができます。

☞ 改正のポイントについては、裏面をご覧ください。

《再調査の請求(※)とは？》

税務署長等が行った処分に不服のある方が、国税不服審判所長に対する審査請求を行う前に、選択的に、当該処分を行った税務署長等に対して、その処分の取消しや変更を求めて不服を申し立てる制度です。

なお、改正前の「異議申立て」と基本的な仕組みは変わっておらず、名称が変更となったほか、行政不服審査法の改正に合わせ、決定の手続等の整備が行われています。

(※) 再調査の請求は、既に実地の調査が行われた期間について、新たに得られた情報に照らして非違があると認められるときに改めて行われる税務調査（新たに得られた情報に基づく再調査）とは異なり、簡易な手続により処分の見直しを行う事後救済手続です。

《審査請求とは？》

税務署長等が行った処分に不服のある方が、その処分の取消しや変更を求めて国税不服審判所長に対して不服を申し立てる制度です。

審査請求は再調査の請求を経ずに直接行うこともできますし、再調査の請求を行った場合であっても、再調査の請求についての決定後の処分になお不服がある場合にも行うことができます。

なお、国税庁長官が行った処分に不服がある場合は、国税庁長官に対して審査請求を行うことになります。



主な改正のポイント

改正①《不服申立前置の見直し》

税務署長等が行った処分に不服がある場合には、納税者の選択により、税務署長等に対する「再調査の請求（改正前：異議申立て）」を行わずに、直接、国税不服審判所長に対する「審査請求」を行うことができるようになりました。

【改正前】

税務署長等が行った処分については、原則として、税務署長等に対する「異議申立て」を経なければ、「審査請求」を行うことができませんでした。

改正②《不服申立期間の延長》

不服申立てができる期間が、原則として処分があったことを知った日の翌日から「3か月以内」（改正前：「2か月以内」）に延長されました。

改正③《「異議申立て」から「再調査の請求」への名称変更》

税務署長等に対する「異議申立て」が「再調査の請求」へ名称変更されました。

改正④《標準審理期間の設定》

不服申立てをした方の権利利益の迅速な救済を図る観点から、不服申立てについての決定又は裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下「標準審理期間」といいます。）を定めるよう努めることとされました。

これを受け、国税庁、国税局及び税務署では、標準審理期間を次のとおり定めています。

◆再調査の請求・・・3か月

◆審査請求（※）・・・1年

（※） 国税庁長官に対するもの

なお、標準審理期間内に処理することが困難であることが見込まれる事案については、個々の事情に応じて処理することとしています。

国税不服審判所長に対する審査請求における主な改正のポイント

改正⑤-1《証拠書類等の閲覧・写しの交付》

審理関係人（審査請求人、参加人及び税務署長等）は、審理関係人が任意で提出した書類等のほか、国税不服審判所の担当審判官が職権で提出を求めて提出された書類等についても、閲覧及び写しの交付を請求することができることになりました（書類等の写しの交付の請求をする場合は、所定の手数料を納める必要があります。）。

【改正前】

審査請求人及び参加人は、税務署長等が任意に提出した書類等に限り、閲覧を請求することができましたが、書類等の写しの交付を請求することはできませんでした。

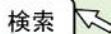
改正⑤-2《口頭意見陳述における質問権の創設》

口頭意見陳述に際し、口頭意見陳述の申立てをした方は、処分を行った税務署長等に質問をすることができる旨の規定が創設されました。

改正⑤-3《審理手続の計画的遂行》

担当審判官は、審理手続を迅速かつ公正に行うため、審理関係人を招集して、口頭意見陳述や証拠書類等の提出要求などの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができることになりました。

- 国税庁ホームページでは、申告・納税に関する情報を提供しています。

→ [国税庁ホームページ](http://www.nta.go.jp) www.nta.go.jp  

- ご質問・ご不明な点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

法人番号・個人番号（マイナンバー）の税務関係書類への記載は以下の時期からとなります

	記載対象	一般的な場合の提出時期	28年内に提出される主な場合
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成28年12月末決算の場合⇒ 平成29年2月28日まで （延長法人は平成29年3月31日まで）	○中間申告書⇒事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内 ○新設法人・決算期変更法人⇒決算の日から2月以内
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から	<法人> 平成28年12月末決算の場合⇒ 平成29年2月28日まで <個人> 平成28年分の場合⇒ 平成29年1月1日から3月31日まで	○中間申告書 ○課税期間の特例適用 ○個人事業者が年の途中で死亡⇒相続開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合⇒ 平成29年2月16日から3月15日まで	○年の中途で出国⇒出国の時まで ○年の中途で死亡⇒相続開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合⇒ 平成29年2月1日から3月15日まで	○年の中途で死亡⇒相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書から	平成28年1月1日に相続があったことを知った場合⇒ 平成28年11月1日まで	○住所及び居所を有しないこととなるとき⇒住所及び居所を有しないこととなる日まで
間接諸税・酒税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間（1月分）に係る申告書から	平成28年1月分の場合⇒ 平成28年2月1日から2月29日まで	○平成28年中から提出
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（注）	(例) 平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書⇒ 平成29年1月31日まで (注) 平成28年1月1日前に締結された「税法上告知したものとみなされる取引」に基づき、同日以後に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から3年を経過した日以後の最初の金銭等の支払等の時までの間に行うことができる。	(例) ○配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書は、支払の確定した日から1月以内 ○退職所得の源泉徴収票は、退職の日以後1月以内
届出申請書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限	○平成28年中から提出

愛知県税だより

自動車税の納税をお忘れなく

◇5月31日（火）は、自動車税の納期限です。

自動車税は、毎年4月1日午前0時現在の所有者（売主が所有権を留保している自動車については、買主である使用者）に課税されます。

5月上旬になりましたら、名古屋北部県税事務所から納税通知書をお送りしますので、お近くの県税事務所、金融機関及びコンビニエンスストアなどで納めてください。

また、納期限内のものに限り、パソコンなどを利用してクレジットカードでも納付していただけます。（利用者には決済手数料がかかります。）

なお、3月末までに名義変更・譲渡・廃車などの登録手続を他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、登録手続が正しく行われていない可能性があります。

これらの手続きを他の人（自動車販売業者など）に依頼された方は、確実に行われているかどうかを確かめてください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、名古屋北部県税事務所までお問い合わせください。

○お問合せ先 愛知県名古屋北部県税事務所 課税第二課 自動車税グループ

電話 052-531-6305（ダイヤルイン）

※クレジットカード納付に関する詳しいことは、愛知県総務部税務課Webサイト (<http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>) をご覧ください。

平成21年度から 「あいち森と緑づくり税」を導入して事業を進めています



名古屋市税だより

●法人市民税（均等割）の税率区分の基準となる「資本金等の額」の改正のお知らせ

平成27年度税制改正において、平成27年4月1日以後に開始する事業年度分から、均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」が改正されました。

これにより、下表の資本金等の額は無償増資、無償減資等による欠損填補の調整後の金額を、また、調整後の資本金等の額が資本金および資本準備金の合算額または出資金の額に満たない場合は、資本金および資本準備金の合算額または出資金の額を、税率区分の基準として使用することになります。

なお、無償増資、無償減資等による欠損填補により資本金等の額の調整を行った場合は、その内容を証する書類（株主総会議事録等）を確定申告書に添付してください。

※調整後の資本金等の額の算出方法

期末現在の資本金等の額 + 無償増資額 - 無償減資等による欠損_補額

※調整後の資本金等の額と資本金+資本準備金との比較について

調整後の資本金等の額 \geq 資本金+資本準備金 \Rightarrow 調整後の資本金等の額を税率区分の基準として使用

調整後の資本金等の額 < 資本金+資本準備金 \Rightarrow 資本金+資本準備金を税率区分の基準として使用

資本金等の額による法人の区分	申告の際に適用すべき税率（年額）	
	従業者数(注)50人以下	従業者数(注)50人超
公益法人等、人格のない社団等	47,500円	
1千万円以下の法人	47,500円	114,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	123,500円	142,500円
1億円を超え10億円以下の法人	152,000円	380,000円
10億円を超え50億円以下の法人	389,500円	1,662,500円
50億円を超える法人	389,500円	2,850,000円

（注）従業者数とは、区内の事務所等または寮等の従業者数の合計数をいいます。

名古屋市では、平成24年4月1日以後に終了する事業年度分の法人市民税について、5%減税を実施していることから、申告の際に適用すべき税率は、地方税法に定める税率に0.95を乗じた税率になっています。

<資本金等の額改正に係る予定申告の経過措置>

平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度分（1事業年度のみ）の予定申告については、改正前の規定により算定した前事業年度の末日現在の資本金等の額を用いることとする経過措置が設けられていますので、均等割の税率の判定にあたってはご注意ください。

～平成28年4月から法人市民税申告書等の送付方法が変わりました～

◎法人市民税申告書等の送付方法について

これまで、法人市民税申告書等は国税および県税の申告書等と併せてお送りしていましたが、平成28年4月以降、名古屋市の各市税事務所から単独で直接送付させていただきます。

なお、法人市民税申告書等を名古屋市の各市税事務所から直接送付させていただいている方につきましては、変更ありません。

◎電子申告利用届出のある法人について

平成28年4月以降、各種明細書等の送付を省略し、申告書および納付書のみの送付とさせていただいていますので、ご理解いただきますようお願いします。

なお、各種明細書等は、名古屋市公式ウェブサイト (<http://www.city.nagoya.jp/>) からダウンロードできます。

名古屋市税事務所 市民税課 法人市民税係

〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号(NHK名古屋放送センタービル8階) 電話 052-959-3305

●軽自動車税の税率変更について

軽自動車税は、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・2輪の小型自動車に対して、毎年4月1日現在の所有者に、定置場所在の市区町村で課税されます。4月2日以降に譲渡・廃車などしても、月割ではなくその年度の税額の全額を5月31日の期限までに納付していただきます。

名古屋市では、軽自動車税に関する事務を金山市税事務所で行っています。軽自動車税についてのお問い合わせは、金山市税事務所徴収課軽自動車税係へお願いします。

※原動機付自転車・小型特殊自動車を取得・廃車された場合の申告については、各区役所・支所の税務窓口でも受け付けています。

税制改正により、平成28年度課税分から軽自動車税の税率が変わります。原動機付自転車などの税率引き上げや、軽自動車については最初の新規検査の年月や車両の環境性能によって適用される税率が変わります。

例)

	平成27年度	平成28年度	
50cc以下の原動機付自転車	1,000円	2,000円	
軽自動車 (乗用・自家用)	7,200円	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両	10,800円 ※一定基準の環境性能を有する場合は1年度分に限り 2,700円～8,100円
		最初の新規検査から13年を経過した車両	12,900円
		上記のどちらにも該当しない車両	7,200円

金山市税事務所 徴収課 軽自動車税係

〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号（名鉄正木第一ビル） 電話 052-324-9803

●簡単・便利！ インターネットでの市税の申告！

名古屋市では、エルタックス（eLTAX）を利用して、インターネットによる申告の受付を行っています。また、電子納税をすることができます。

○電子申告が可能な市税の税目

個人住民税(特別徴収)、法人市民税、事業所税および固定資産税(償却資産)

○電子納税が可能な市税の税目

個人住民税(特別徴収)、法人市民税および事業所税

○エルタックスについてのお問い合わせ先

エルタックスホームページ (<http://www.eltax.jp/>)

「エルタックス」ヘルプデスク 電話番号：0570-081459

(IP電話等をご利用の場合 電話番号：03-5500-7010)



平成28年度税制改正について

名古屋税理士会名古屋北支部 山畠亜由子

皆様は平成28年度税制改正について、その内容をご存知でしょうか？

「経済の好循環を確実なものとするため、成長志向の法人税改革を行う」という観点から実施される平成28年度税制改正。今回は、平成28年度税制改正のうち、法人課税及び納税手続き関係に焦点を置き、中小企業の方々に影響があると思われる項目を紹介したいと思います。

【法人課税】

1 法人税率の引き下げ

現行の法人税率が下記の通り段階的に23.2%まで引き下げられます。

これに伴い法人実効税率（法人の実質的な所得に対する税負担率）も引き下げられ、下記の通りとなります。

中小法人等以外の普通法人の場合

現行	H28.4.1以後に開始する事業年度	H30.4.1以後に開始する事業年度
23.9%	23.4%	23.2%

中小法人等の場合

	現行	H28.4.1以後に開始する事業年度	H29.4.1以後に開始する事業年度	H30.4.1以後に開始する事業年度
課税所得年 800万円以下の部分	15.0%※	15.0%※	19.0%※	19.0%※
課税所得年 800万円超の部分	23.9%	23.4%	23.4%	23.2%

※平成27年度税制改正で中小法人の軽減税率の特例（19%→15%）の適用期限が2年間延長されています（租税特別措置）。また、中小法人の軽減税率（本則19%）は、引き続き、中小法人課税全体の見直しの中で検討することになっています。

法人実効税率の推移

	現行	平成28年度	平成30年度
国・地方の法人実効税率	32.11%	29.97%	29.74%

2 生産性向上設備投資促進税制の廃止

生産性向上設備投資促進税制について、適用期限をもって廃止されます。

	～H28.3.31 取得	H28.4.1～H29.3.31に取得	H29.4.1～取得
建物・構築物	即時償却又は3%の税額控除(当期の法人税額の20%を上限)	25%特別償却又は2%の税額控除(当期の法人税額の20%を上限)	廃止
上記以外	即時償却又は5%の税額控除(当期の法人税額の20%を上限)	50%特別償却又は4%の税額控除(当期の法人税額の20%を上限)	廃止

3 建物付属設備等の減価償却方法の見直し

適用時期…平成28年度4月1日以後に取得する建物付属設備等から適用

建物と一体的に整備される「建物付属設備」や、建物と同様に長期安定的に使用される「構築物」の償却方法について、定率法が廃止されます。

	現行	H28.4.1以後取得
建物付属設備・構築物	定額法 又は 定率法	定額法

4 欠損金の繰越控除の見直し

適用時期…平成30年4月1日以後に開始する事業年度に生じた欠損金から適用

青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度に生じた災害による損失金の繰越期間が10年間（現行9年間）に延長されます。

また、この繰越制度の適用に係る帳簿書類の保存期間が10年（現行9年）に延長されます。

5 少額減価償却資産の損金算入特例の見直しと延長

適用時期…平成30年3月31日までに取得し事業の用に供する、取得価格が30万円未満の減価償却資産に適用

少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例について、適用期限が2年間延長されます。ただし、従業員が1,000人を超える法人は除外されます。

6 企業版ふるさと納税の創設

適用時期…「地域再生法」の改正法施行日から平成32年3月31日までの間に支出する寄付金に適用

個人同様、青色申告法人が地方公共団体に対して行う一定の寄付について、寄付金額の一部を税額控除する制度が創設されます。

	法人事業税	法人住民税	法人税
控除額	寄付金額の10%の税額控除	寄付金額の20%の税額控除	法人住民税で控除しきれなかった額と寄付金額の10%のいずれか少ない金額
上限額	税額の20% (H29年度以降は15%)	各税額の20%	税額の5%

※個人版ふるさと納税と同様に、企業からの寄付に対してお礼をするかどうかは地方自治体によって異なるようです。
ただし、企業が地方公共団体からお礼を受け取る場合「法人からの贈与」となるため注意が必要です。

【納税手続き関係】

国税のクレジットカード納付制度の創設

適用時期…平成29年1月4日以後に納付を委託するものから適用

平成29年1月より、インターネット上でのクレジットカード納付が可能になります。
対象は納付書で納付できる国税で手数料は納税者の負担となります。



名古屋北年金事務所だより

～待ったなし！社会保険未適用事業所の解消が喫緊の課題～

日頃、会員の皆様におかれましては、社会保険事業の運営に対しまして、ご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、経済の状況及び国民のニーズの変化等によって、当事業を取り巻く情勢も大きく変わってまいりました。

とりわけ、最近では“社会保険の未加入問題”がクローズアップされ、風雲急を告げるがごとく、日本年金機構の使命と責任がさらに大きくなってまいりました。

今回は、このことを踏まえ、現況をお知らせいたします。

【加入義務について】

すべての法人事業所及び、常時5人以上の従業員を使用している個人事業所（ただし、サービス業の一部、農林業、水産業、畜産業、法務、宗教などは除かれます）は、法律に基づき、厚生年金保険・健康保険（以下、「社会保険」という）の加入が義務付けられています。

【被保険者とは】

社会保険では、会社（事業所）単位で適用事業所となり、その事業所に常時使用される人はすべて被保険者になります。厚生年金保険は、原則70歳に達するまでの加入となります。また、パートタイマー等でも、常用的な使用関係があり、一般社員の労働日数、労働時間等を基準に、それぞれが4分の3以上であれば被保険者となります。

【社会保険のメリット】

- ・福利厚生の充実になり、職場の定着率の向上の要因になります。
- ・ハローワークに募集を出せます。また、より良い人材の確保につながります。
- ・保険料は労使折半です。
- ・会社負担分の保険料は、法人利益への課税対象から控除できます。（損金扱いです）
- ・健康保険には手厚い給付があります。（病気や出産で仕事を休んだ時の給与補償制度など）
- ・万が一の障害年金、遺族年金は国民年金のみよりも増額となります。
- ・健康保険の扶養に入れる方は、被扶養者が何名でも、扶養者分の保険料はかかりません。
- ・扶養の方が20歳以上の60歳未満の配偶者であれば、国民年金の保険料もかかりません。
- ・社会的信用度の向上に一役買うこと。（助成金、補助金や融資の際にチェックされる場合もあります）

…このような、社会保険の義務や魅力を十分知りながら、社会保険の加入手続きをしない事業所が多くみられます。

先般、国会でも大きく取り上げられ、新聞紙上にも「厚生年金逃れ実態調査 79万事業所対象」という見出しが躍り、厚生労働省が国税庁の源泉徴収に関するデータなどを基に調べた結果、約200万人が厚生年金保険に加入できずにいると報道されました。

他方、年金事務所の現場においては、関係官署や業界団体からの情報提供のほか、同業者や個人からの通報等も多く、適用調査対象事業所の数は年々増加している状況にあります。

＜社会保険未適用事業所の解消が喫緊の課題＞なのです。

【適用促進事業について】

日本年金機構では、綿密な計画に沿い、社会保険未加入事業所に対して文書による来所要請、臨場による個別指導等を実施するほか、外部委託事業者によるアンケート、電話勧奨などを実施しています。

万一、再三にわたる加入指導にもかかわらず、自ら加入手続きをされない場合は、刑事告発を視野に入れた、『立入検査』を執行し、当然、最大2年遡及の資格取得届を徴取します。これを拒否、もしくは忌避した場合等

は罰則が適用され、時として警察署の協力を仰ぐこともあり、当該事業所に与える影響は計り知れません。

特に、建設業について、国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」によれば、社会保険の加入率を平成29年度には100%とすることを示しています。

社会保険に未加入事業所を下請けとして選定しない、労働者についても社会保険への適正加入をしていない者は現場への立ち入りをさせないといった厳しい対策をとることとしています。これがいわゆる、『2017年問題』と言われるものです。

このことによって、近時、「新規適用届」の提出のため、ご来所される事業主、事務担当者等の方が多くみられます。加入手続きには、内容審査、入力から決定、保険証の発行等まで相当の時間を要します。“タイムリミット”に間に合わせるためにには、早期の手続きが肝要です。

なお、日本年金機構では、すべての未加入事業所を明確に特定するため、法人番号（企業版マイナンバー）を活用することとしています。

日本は、“一億総活躍社会の実現”を目指しています。会社で働くお一人おひとりが、安心・安全にお仕事に励んでいただけますよう、事業主の皆様は常に適正な届け出をお願いいたします。

お知らせ～INFORMATION～

その1

平成28年10月1日から、特定適用事業所に勤務する短時間労働者は、新たに社会保険の適用対象となります。

○特定適用事業所とは

同一事業主の適用事業所（法人番号が同じなど）の厚生年金保険被保険者数の合計が常時500人を超える事業所が該当します。

○短時間労働者とは

勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の4分の3未満で、以下の①～④のすべてに該当する方をいいます。

- ①週の所定労働時間が20時間以上であること。
- ②賃金の月額が8.8万円（年収106万円）以上であること。
- ③勤務時間が1年以上見込まれること。
- ④学生でないこと。

その2

届書は、事務センター直送で。

厚生年金保険適用関係届書は、愛知事務センターで審査・入力処理を行っています。年金事務所にご提出された場合は、その後、愛知事務センターに回送いたしますが、処理までに余計日数が掛かりますのでご留意ください。

〈届書の送付先〉 日本年金機構 愛知事務センター

〒460-8565 名古屋市中区錦1-18-22 名古屋ATビル3階

その3

電子申請を、ご利用ください。

インターネットを使って、社会保険適用関係の手続きができます。「e-Gov※（イーガブ）」を利用することで、24時間いつでも申請・届出ができます。

〈お問い合わせ先〉 日本年金機構 名古屋北年金事務所 厚生年金適用調査課

〒462-8666 名古屋市北区清水5-6-25 電話 052-912-1216



新時代に挑戦する銭湯

山田支部 角屋産業㈱ 酒井みちる

上飯田学区で唯一残っている銭湯報徳です。平安通りと大曾根との中間にあり環状線沿いのあみやき亭を奥に2つ目の通りをさらに右折してやっと見つけられる程の昔ながらの銭湯です。

創業はおそらく60年以上前で現在3代目になります。3代目店主は今45歳、26歳で後継者となりはや19年になります。

この北区の飯田学区では40年前は10店以上の銭湯が乱立



しており30年頃前には、バブルによる世の中の好景気が逆風となり家庭にお風呂が当たり前、しかもスーパー銭湯が出店し始める事で土地価格が高かった事もあり廃業するお店が多く20年前頃には後継者問題で一気に残る一軒になってしまいました。当時は他の同じ経営者と同じく将来に見込みが見えないので廃業も考えました。さすがに近所に競合店が無い事と景気が落ち込んで来たことで逆に売上もある程度持ち直し12年前にはひと月ほど掛けてリニューアルする事が出来ました。

タイミングが良かったのは、年齢に寄るものか2代目の口出しが無く思うようにアイデアを実現させて頂いた事だと思いました。

まず、従来の番台方式を辞めて、フロント方式に個人客が中心だったのをファミリー層・友達同士など集団を取り込みたいのでロビーを取り入れました。ただ、フロント・ロビーを導入するお店は主流なのでロビーは脱衣室を犠牲にして大きく、マッサージ機を置き漫画・雑誌を置き・子供が喜ぶ駄菓子コーナーを設置。5年ほど前からは、マッサージ機なども無料で提供。さすがに来客数は12年でピークから4割近く減りましたが経費削減・省エネ技術導入などで厳しい状況ですがなんとか営業出来ています。

現在の不安としては燃料価格・電気代・サービスの低下による客離れ・少子高齢化によるお客様の減少・家族経営なので病気で休めない。なので、これらを課題として乗り越える経営を模索しています。

最近は1割近くが外国籍の方なので、これを3割程にしたい。浴室は大きくなく設備も普通なのでタイルによる装飾や、電灯での演出などレトロ感を出すなど経費削減ばかりするより前向きに店舗に投資をしていけたらもう少し長い目で文化としての銭湯を後世に残せるので

はと思っております。

(愛知県公衆浴場ホームページでは浴場を使用する落語や演芸イベントの告知を行っています、また他業種との交流も積極的なので、もし良ければ一度ホームページをご覧下さい。)



支部報告

活動レポート

役員会

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1. 21 楠支部 | 3. 3 守山支部 |
| 2. 8 杉村・大杉・清水支部代表役員会 | 3. 4 守山7支部長会議 |
| 2. 18 守山北支部 | 3. 22 大森・森向支部合同役員会 |
| 2. 22 北陵支部 | |

女性部会

活動レポート

研修会

1.13 新春名古屋北税務署長を囲む会（青年部会と共催）

テーマ 「南九州あれこれ」

講師 名古屋北税務署副署長 佐藤伸二朗 殿

ウェスティンナゴヤキャッスル

◇九州出身の佐藤副署長による焼酎などの酒税に関する話を伺った後、ホテルのランチビュッフェを楽しみました。部会員の知人友人の方も参加され新春らしい楽しい懇談会でした。



2.10 税務研修会

テーマ 「思わぬところに…印紙税！」と確定申告の注意事項

講師 名古屋北税務署

法人課税第一部門統括官 井口雅之 殿

◇印紙税について見積書・注文書・請負書・契約書などの間違いやすい部分を詳しく研修しました。

次回は是非ご参加下さい。



役員会

1.13

2.10

2.14~15

3.11

「税に関する絵はがきコンクール」応募作品の審査

日 時 1月19日(火)

場 所 法人会研修室

◇イベントデザイナーの落合智樹先生を交え、124枚の応募作品より11作品を選びました。



第5回

え 税に関する 絵はがきコンクール

受賞者表彰式

日時／2月28日(日) 10:30

場所／法人会研修室

2014年の秋から、女性部会主催で始まりました小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」も、今年で第5回目を迎えることができました。

応募作品も増え124通の作品が集まりました。

これもひとえに、法人会会員の皆様をはじめとして青年部会の皆様、関係各所の皆様のご尽力の賜物と女性部会一同、心より感謝申し上げます。

124通の作品の中から、プロの先生にも参加していただき、11作品を選びました。その中から税務署長賞、名古屋北法人会会长賞、青年部会会长賞、女性部会会长賞の4作品を選出し、各賞が決定され、2月28日法人会研修室に於いて受賞されたお子様とご家族の方、来賓の方々にご出席いただき表彰式が行われました。

表彰式が終わり各々の賞の表彰状を両手に持ち、税務署長や来賓の方々と記念写真を「パチリ・・・・・。」

その後、席を移り、賞をいただいた会長の方とペアになって座り、税金の名前を書いたトランプで「名前合せゲーム」を楽しみました。

私たち北法人会女性部も租税教育の推進の為、関係各所の皆様のご指導を受け小学校やトワイライトスクール、子供会などを訪問し、小学生の皆さんに税に関する興味を深めていただけるよう努力して行きたいと思います。

小学生の皆さん、そろそろ北法人会で「全国法人会総連会女性部会連絡協議会賞」を取りましょう！ 今年も、たくさんのご応募をお待ちしています。



(鶴見栄子)

青年部会

活動レポート

研修会

1.2.8 青年部会税務研修会

テーマ 「税金あれこれ」

講 師 名古屋北税務署 副署長 佐藤伸二郎 殿
法人課税第一部門統括官 井口雅之 殿

◇研修会終了後懇親会を開催致しました。

1.1.3 新春名古屋北税務署長を囲む会（女性部会と共催）

テーマ 「南九州あれこれ」

講 師 名古屋北税務署副署長 佐藤伸二郎 殿



1.2.2 経営研修会・懇親会

テーマ 「今年の名古屋経済と人材育成について」

講 師 V字経営研究所代表 戦略コンサルタント 酒井英之 氏

2.9 第4回名古屋市内法人会青年部会合同事業

名古屋国際ホテル



2.24 第27回親睦ボウリング大会

キャッスルボウル

◇ボウリング大会終了後、魚鉄に於いて成績発表を兼ねた懇親会を行いました。



役員会

3.2

法人会事業

北法人会の行事

税務関連の研修

12.3 税務教室（第4回）

「まだ間に合う 相続税対策！」

税理士 前名古屋北税務署長 島田哲吉 氏
◇大変多くの方にご参加いただきました。



2.4 税務教室（最終回／第5回）

「税のあれこれ。」～ あんな税！こんな税！～
名古屋北税務署 筆頭副署長 竹内一路 殿

2.18 決算期別説明会

名古屋北税務署 法人課税部門担当官殿



講演会

2.9 市内合同講演会

演題 「これから日本の日本経済を展望する」
～安倍政権の重要課題とその背景～
講師 東京新聞・中日新聞 論説副主幹
作家 ジャーナリスト 長谷川幸洋 氏



社会貢献観劇研修会

1.21 ミュージカル「オペラ座の怪人」講演会 and 観劇会

講演会 名古屋クラウンホテル
ミュージカル「オペラ座の怪人」の観方・楽しみ方
四季株式会社名古屋営業部 西村 宙氏
観劇 新名古屋ミュージカル劇場
劇団四季「オペラ座の怪人」



役員会

12. 11 運営会議

12. 11 本部理事会

12. 18 厚生委員・支援会・ 厚生制度推進協議会合同会議

1. 28 運営会議

1. 28 本部理事会

2. 17 事業委員会 2. 22 広報委員会

3. 4 運営会議

3. 4 本部理事会

3. 28 税制委員会

これからの 日本経済を展望する ～安倍政権の重要課題とその背景～

講師／東京新聞・中日新聞 論説副主幹
長谷川 幸洋 氏

日時／平成28年2月9日(火) 13:30～15:00
会場／日本特殊陶業市民会館フォレストホール



プロフィール

1953年 千葉県生まれ 慶應義塾大学経済学部卒業
1977年 中日新聞社入社
東京本社（東京新聞）経済部、ジョンズホプキンス大学高等
国際問題研究大学院にて国際公共政策修士取得、ブリュッセル支
局長などを経て論説委員となる
2010年から現職
テレビ番組や対談で見せる鋭いコメントは、視聴者の疑問や
不満の核心をついたものとして人気が高く「朝まで生テレビ!」、「ビートたけしのTVタックル」、「情報満載ライブショー
モーニングバード!」、「ワイド!スクランブル」、「ここまで言つ
て委員会NP」など多数出演です。
著書：「2020年新聞は生き残れるか」「政府はこうして國
民を騙す」（共に講談社）など多数。



《中国の動向を注視》

長谷川幸洋氏は、2006年から2009年まで、
第一次安倍政権の政府税制調査会委員として
首相の人となり、政治手腕を見守ってきた。

日本経済の展望と政治の課題は、「激変する
世界の状況を見極めることにある」。言い換
えれば日本は単独では生きていけないとい
うことだ。日本は東アジア全体のなかでどうすれば
いいのか政策の舵取りが難しい。

なかでも急速に中国から離反し始めた周辺
国の動きに注視しなければならない。

①北朝鮮（金正恩）

核実験と弾道ミサイル発射を中国に事前通
告しなかった

②台湾（蔡英文）

中国に近づき過ぎないように現状維持を表明
した

③韓国（朴槿恵）

日米に近づくために慰安婦問題の合意を呼
びかけた

④香港（若者たち）

急激に対中感情が悪化している



背景は減速する中国経済と北京政府に対する不信にある。「あと3年で中国は崩壊する」と見立てる講師の言葉に驚かされる。

その姿がソ連の崩壊と酷似していると指摘し、ソ連崩壊の1991年を振り返った。前年のバルト3国独立宣言が引き金となったが、モスクワ市民は信用を失ったロシアのルーブルを売ってドルに替え、ベッドの下に隠した。市民は、ルーブルは受け取らなくななりドルは使わず、国内から通貨が消えていった。最後は物々交換、あるいは国際ブランドたばこ「マールボロ」が通貨の代わりとなつた。

中国も今、共産党の幹部が身内やお金を外国に逃がしている。

政府一体の銀行は、人民元相場が暴落しないように必死に人民元を買い支えているが、外貨準備高が急減している。自国の通貨が信用を失うことは、その国の崩壊につながる。

減速する中国経済と原油安。中国との経済の結び付きが大きい日本も景気は急速に後退している。

こうしたなか、日銀の黒田総裁はデフレ脱却（消費者物価上昇率2%）を2017年9月までできないと発言した。安倍首相は1-3月期の四半期別のGDPの数字を見て5月に消費税増税するかを決断、7月の参院選挙のときに、消費税増税を先延ばしたことの国民の審判を受けたいとダブル選挙に打って出ると予想した。

デフレ脱却できなければ安倍政権は頓挫し、景気後退に拍車がかかってしまう。今後の日本経済の行方を示すTPPの動きも注視しなければならない。

憲法改正したい安倍首相であるが、多くの国民の賛同を得られないでやらない。なぜなら、政治も企業もトップの仕事は常に現実的に考え『やりたいこと』をするのではなく『今、やれることをすること』であるからと語った。

新会員紹介

平成27年12月1日～平成28年3月31日

支 部	会社名・住所	代表者名・電話番号	業 種	歓迎社
清水	(株)Harvest 北区清水5丁目4-18	大賀 貴朗 982-8123	青果業・飲食業	
清水	(有)Ti-a-ra・Toukai 北区柳原1丁目15-2	矢野 文子 0532-69-3117	警備業	
清水	(同)TSUBAKI 北区清水5丁目4-18	大賀 貴朗 911-3188	障害者A型事業所	
清水	(株)商賈 北区清水5丁目13-1名探黒川マンション3D	陶 印龍 982-8585	リサイクル 貿易	
金城西	(同)アリンコカンパニー 北区福德町6丁目26	丹内 航也 325-2007	二輪販売	日比野建設(株) ユニック中部販売(株)
楠	(株)インターチースペース 北区五反田町185	丹羽 俊英 902-6366	商業施設工事	
楠	(株)旭日 北区若鶴町140	平田 良太 901-9052	建設業	(株)白川殿(山田)
瀬古	(有)さくら電工 守山区町北13-2	鈴木 七郎 792-1264	自動制御装置の設計、 製作、電気工事	
瀬古	(株)アクティア 守山区新守山3103	新町 和己 720-6248	パチンコホールの 設備用部材製造	名古屋銀行守山支店(守山北) (株)ナカシロ(守山北)
守山	(株)コウエイ社 守山区守山1丁目13-14	川谷孝太郎 798-1181	電気工事業	
森向	西山線材(株) 守山区天子田2丁目715-1	田内 雅敏 771-4435	線材の寸切加工販売	弥生投資顧問(株)(小幡)
みどり	(株)鬼頭建装 守山区上志段味深田803	鬼頭 進 720-1789	建設業	瀬戸信用金庫川村支店(守山北) (株)ナカシロ(守山北)
みどり	(株)T・Sコンサルティング 守山区下志段味西の原891-3	竹内 孝徳 710-0089	コンサルタント	
守山北	(株)中部宮城 守山区川宮町183-1	高村 壽彦 725-8825	金型販売	(株)根岸建築
守山北	(株)昌信 守山区森宮町166	外園 昌穂 795-1866	防水工事業	(株)ナカシロ (株)愛知銀行守山支店(守山)
守山北	丸幸電機(株) 守山区西川原町96	山田 伸一 793-7792	電動機メンテナンス	(株)根岸建築



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



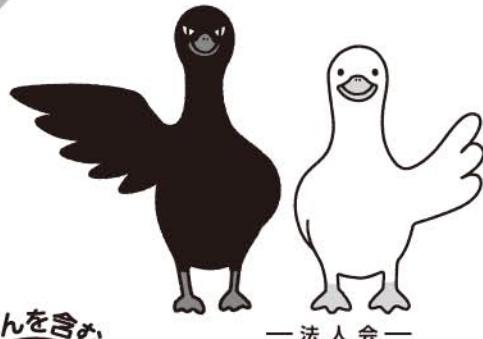
名古屋支社/愛知県名古屋市中村区名駅4-23-13
TEL 052-541-3151



名古屋支店/愛知県名古屋市中区錦2-4-15
(ORE錦二丁目ビル11F) TEL 052-857-2020

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

No.1 アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 No.1
平成26年版「インシュアランス生命保険統計書」



がんを含む

— 法人会 —

病気や
ケガの
備えに

ちゃんと応える
医療保険

EVER

入院前後の通院も保障!

■通院ありプラン 入院給付金日額5,000円 保険期間:終身

入院	5日未満の場合	一律5日分	2.5万円
	5日以上の場合	1日につき	5,000円
手術	重大手術	がんに対する開頭・開胸・開腹手術や 心臓への開胸術など 1回につき	20万円
	手術	入院中の手術 1回につき	5万円
放射線治療	外来による手術 1回につき	2.5万円	終身
入院前後の通院	入院しなくても 1回につき	5万円	
	入院前(60日)、退院後(120日)の間で30日 1日につき	3,000円	

NEW!! ダックの医療相談サポート

※このサービスは(株)ウェルネス医療情報センター、(株)法研が提供するサービスです。

月払保険料 【集団取扱】 通院ありプラン 入院給付金日額5,000円
入院給付金支払限度:60日型 定額タイプ 保険料払込期間:終身
三大疾病保険料払込免除特約なし

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,436円	1,785円	2,348円	3,558円
女性	1,571円	1,851円	2,208円	3,166円

2015年6月22日現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス!

NEW!!

三大疾病

※で
所定の状態になった場合、
以後の保険料が不要に

三大疾病
保険料払込免除特約

先進医療に備えたい

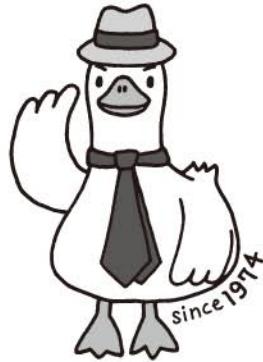
総合先進医療特約

※がん・急性心筋梗塞・脳卒中

●

契約年齢

0歳～
満85歳
まで



— 法人会 —

心配な
「がん」の
備えに

新 生きるための
がん保険 Days

三大治療もしっかり保障!

■Aプラン 入院給付金日額5,000円の場合
保険期間:終身 (抗がん剤治療給付金)は10年更新)

診断	一時金として	1回限り	がん 上皮内 新生物 50万円 5万円
入院	1日目から 日数無制限	1日につき	5,000円
通院	三大治療のための通院は日数無制限 退院後365日以内の通院なら日数無制限	1日につき	5,000円
手術	一連の手術については14日間に1回 回数無制限	1回につき	10万円
放射線	60日間に1回 回数無制限	1回につき	10万円
三大治療 ▼ 抗がん剤	治療を受けた月ごと 入院しなくても (給付倍率2倍) ホルモン療法のとき (給付倍率1倍)	10年更新	5万円 2.5万円 更新後の保険期間を含め通算300万円まで

▽上皮内新生物は保障の対象外

プレミアサポート

訪問面談サービス

専門医紹介

※がん専門相談サービス(プレミアサポート)は、(株)法研が提供するサービスです。

月払保険料 【集団取扱】 Aプラン 入院給付金日額5,000円 解約払戻金なしタイプ
定額タイプ 保険料払込期間:終身 (抗がん剤治療給付金)は10年更新)

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,010円	1,420円	2,135円	3,460円
女性	1,095円	1,550円	2,295円	2,970円

* (抗がん剤治療給付金)は、所定の年齢まで10年ごとに更新があります。更新後の保険料
は更新時の年齢・保険料率によって決まります。

2015年6月現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス!

がんの先進医療に備えたい

がん先進医療特約

がん再発のリスクに備えたい

診断給付金
複数回支払特約

●アフラックの「医療保険」「がん保険」に付加する先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。また、その他特約のご契約にも限度があります。●保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随时見直されます。●特約のみのご契約や(総合先進医療特約)〈三大疾病保険料払込免除特約〉(診断給付金複数回支払特約)の中途付加はできません。●退職(脱退)後は個別料率の保険料に変更となります。

○商品およびサービスの詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社)

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

愛知総合支社

〒451-6029 愛知県名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー29階

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AF法推-2015-0026 6月12日



通常総会、 記念講演会の お知らせ

日時／平成28年6月10日(金)

場所／名古屋市北文化小劇場
(北区志賀町4-60-31)

通常総会 13時30分

記念講演会 14時30分～16時00分

「まいど、なにわ経済余話」

大阪学院大学教授（経済学部）
キャリアセンター所長、硬式野球部長 **國定 浩一 氏**

読売テレビ「あさパラ!」、関西テレビ「スーパーニュース・アンカー」コメンテーター（2007年～2012年）読売テレビ「たかじんのそこまで言って委員会」などに出演。
また、阪神タイガース応援団本部顧問としても知られています。

* 記念講演会は一般の方も聴講できます名古屋北法人会事務局へお問合せ下さい。（参加費無料）
* 公共交通機関をご利用下さい。

名古屋北法人会だより No.135

平成28年5月1日 発行

発行所 公益社団法人 名古屋北法人会
名古屋市北区清水5丁目5番3号
名北フロントビル2F
電話 915-3886

編集 広報委員会

印刷所 株式会社 正鶴堂
名古屋市北区志賀本通1-38-101
電話 914-1855(代)

本誌では毎号の企画に役立たせていただくため会員皆様からのご意見ご要望をお聞かせ願います。

TEL **915-3886** FAX **915-3850**

E-mail : kitahou@lilac.ocn.ne.jp

名古屋北法人会ではホームページを開設いたしております。一度アクセスしてみてください。

<http://www.kitahou.or.jp>





「税に関する絵はがきコンクール」応募作品